

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社南都銀行			コード	8367
提出日	2022/6/15	異動(予定)日	2022/6/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会で社外取締役3名の再任および1名の新任が付議されるに当たり、独立役員として届出している5名の内、2名の「独立性に関する事項」「属性・選任理由の説明」の記載を見直し、新任1名の記載を追加するものです。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	北村又左衛門	社外取締役	○													○			有
2	松坂英孝	社外取締役	○													○			有
3	青木周平	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
4	中山こずゑ	社外取締役	○														○	新任	有
5	倉橋孝壽	社外監査役	○													○		訂正・変更	有
6	三石基	社外監査役	○													○			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	<p>・当行は、北村又左衛門氏との一般預金者としての定期的な取引があり、また、同氏は、当行株式を保有しておりますが、いずれも取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。</p> <p>・北村又左衛門氏が代表取締役社長を務める北村林業株式会社と当行の間には、定期的な銀行取引がありますが、直近事業年度の同社売上高及び当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。また、同氏が代表理事を務める公益財団法人北村森林保護財団と当行の間には預金取引がありますが、当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p> <p>・北村林業株式会社及び公益財団法人北村森林保護財団は、当行の株式を保有しておりますが、直近事業年度末における当行の総議決権に占める割合は、北村林業株式会社が1.28%、公益財団法人北村森林保護財団が0.67%であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p>	<p>・企業経営者として長年経営に携わっており、経営全般に精通し、高い見識を生かした意見具申等、経営に対する監督を的確かつ公正に実施できる豊富な知識・経験を有することから、社外取締役として選任しております。</p> <p>・2020年9月より指名・報酬諮問委員会の委員長に就任しており、社外取締役のリーダー的存在として、社外取締役と経営陣との連携強化に資する役割を期待しております。</p> <p>・独立役員としての要件および当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものであります。</p>
2	<p>・当行は、松坂英孝氏との一般預金者としての定期的な取引があります。取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。</p> <p>・松坂英孝氏が顧問を務める大阪瓦斯株式会社と当行の間には、定期的な銀行取引がありますが、直近事業年度の同社連結売上高及び当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p> <p>・当行は大阪瓦斯株式会社が発行した劣後特約付社債を資産運用目的で保有しておりますが、いずれも取引の規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。</p>	<p>・企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、大所高所からの経営への意見具申等、経営に対する監督を的確かつ公正に実施できる高い知見を有することから、社外取締役として選任しております。</p> <p>・当行においては、これまでの経験を活かし、金融機関の枠にとらわれず、独立した客観的立場で銀行経営の監督を期待しております。</p> <p>・独立役員としての要件および当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものであります。</p>
3	<p>・当行は、青木周平氏との一般預金者としての定期的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。</p>	<p>・金融業界全般に精通し、社外取締役に期待される役割を踏まえて、高い見識を生かした大所高所からの経営への意見具申等、経営に対する監督を的確かつ公正に実施できる豊富な知識・経験を有することから、社外取締役として選任しております。</p> <p>・当行においては、金融業界での経験を活かし、自らの知見に基づく助言や、独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しております。</p> <p>・独立役員としての要件および当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものであります。</p>

4	<p>・中山こずゑ氏が社外取締役を務めるTDK株式会社、いすゞ自動車株式会社および社外監査役を務める株式会社帝国ホテルと当行との取引はありません。</p>	<p>・企業経営者としての経験が豊富で、現在は上場企業3社において社外取締役・社外監査役を務めるなど、幅広い知識と高い見識を有することから、社外取締役候補者として選任しております。 ・当行においては、これまでの多様な経験と知見に基づき、地域発展に資する助言と当行のダイバーシティ推進のための取組に関する助言や、独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しております。 ・独立役員としての要件および当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものであります。</p>
5	<p>・当行は、倉橋孝壽氏と一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。 ・倉橋孝壽氏がグループ執行役員を務める近鉄グループホールディングス株式会社は当行の定常的な取引先であり、当行は地域経済の活力創造・持続的発展に重要な役割を持つ同社との取引維持、拡大を通じ、当行の中長期的な企業価値向上に資するため同社株式を保有しており、同社も退職給付の信託財産として当行株式を保有しております。また、同氏が代表取締役社長を務める近鉄不動産株式会社も当行の定常的な取引先ですが、いずれも取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。</p>	<p>・独立役員としての要件および当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものであります。</p>
6	<p>・当行は、三石基氏との一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。 ・当行は、三石基氏の出身元である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式を、金融関連業務における協力関係を通じ、当行の中長期的な企業価値向上に資するため保有しており、株式会社三菱UFJ銀行も当行株式を保有しておりますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。また、同氏が代表取締役副社長を務める三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は当行の定常的な取引先ですが、取引の規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから概要の記載を省略しております。</p>	<p>・独立役員としての要件および当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものであります。</p>

4. 補足説明

【ご参考】独立性判断基準

社外取締役及び社外監査役の独立性は、現在又は最近（注1）において以下のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。

- (1) 当行を主要な取引先（注2）とする者、又はその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）の場合にはその業務執行者。
 - (2) 当行の主要な取引先（注2）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
 - (3) 当行から役員報酬以外に、多額（注3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - (4) 当行から多額（注3）の寄付等を受ける者、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
 - (5) 当行の主要株主（注4）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
 - (6) 次に掲げる者（重要（注5）でない者は除く）の近親者（注6）
- A. 上記（1）～（5）に該当する者。
 B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、及び重要な使用人等。

（注1）「最近」

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）「主要な取引先」

- ・直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）に占める割合が2%を超える者。
- ・当該取引先にとって最上位の与信供与を当行から受けている者で、かつ当行の取引方針の変更によって甚大な影響を受ける者。

（注3）「多額」

過去3年平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超える金額。

（注4）「主要株主」

当行の直近事業年度末における総議決権の10%以上を保有する株主。

（注5）「重要」

会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等。

（注6）「近親者」

二親等内の親族。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。